

青森都市計画(第一種市街地再開発事業)の決定 計画図





1:2,500(A1)

青森都市計画第一種市街地再開発事業の決定(青森市決定)

都市計画旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

	名 称			旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業					
	産	面 積		約0.8ha					
公共	道路			種別	名	称	幅員	延長	備考
				幹線道路	3・4・9 図書	書館通り新町線	(10m) 20m	約82m	()内は区域内幅員 整備済み
				幹線道路	3 • 4 • 11	安方浪館線	(8m) 16m	約69m	()内は区域内幅員 整備済み
施				区画街路 新町-		丁目8号線	(2.4m) 4.8m	約48m	()内は区域内幅員 整備済み
設の									
配置									
及び	公園及び緑地			種別	名	称	面積	備考	
規模									
1天									
	下水道			公共下水等整備沒	*				
	その他の公共施設		 築物 敷地面積に対する						
建築物の整備	街区 番号				建築面積		主要 用途	高度利用	ڪ. ⊕ın
		建 面	築 積	延べ面積		延べ面積 の 割 合		地区の制限内容	
								10 10 10 日	
	1 約4, 200㎡		約36, 300㎡ (容積対象 約24, 800㎡)			商業施設 業務施設 (健康福祉、医療) 共同住宅	建ペい率の最高限度	ただし、建築物の建築面積の敷地	
							8/10 容積率の最高限度	面積に対する割合の最高限度は、建 築基準法第53条第3項第1号又は第2号	
				約8/10	/10 約45/10		60/10 容積率の最低限度	のいずれかに該当する建築物にあっては、1/10、同項第1号及び第2号に	
							20/10 建築面積の最低限度 200㎡	該当する建築物又は第5項第1号に該 当する建築物にあっては2/10を加え た数値とする。	
								200111	一、双胆とする。
建築敷地の	建築敷地面積								
	40E E00m2 を繋ぐ敷地内通過			(空地) を確保するとともに、パサージュ広場と3・4・9図書館通り新町線(通称ニコニコ通り) 路の確保により、にぎわいの創出や歩行者の回遊性向上を図る。					
									ı (J)
整								備老	
整備	<u></u>	7 .4. -	-n ^	= **	備者				
整	宅	建	設 の 標	戸数	備考				

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置」は計画図表示のとおり

理由

旧国際ホテル跡地地区は、JR青森駅から東に約350m、青森駅前第二地区第一種市街地再開発事業(アウガ)と新町一丁目地区優良建築物 等整備事業(THREE)の間に位置している。また、当該地区は、青森市都市計画マスタープランにおいて、公共交通の利便性が高く、かつ、医療・商業等の都市機能が集積した区域である都市機能誘導区域「青森駅周辺地区」に位置している。

う、医療・商業等の都市機能が無槓した区域である都市機能誘導区域「青森駅尚辺地区」に位直している。 しかし、当該地区は、土地が細分化されていることに加え、令和2年に閉館した青森国際ホテルをはじめ、旧耐震基準により建築された建 物や老朽化した建物が存在しており、老朽化した建物等の共同化・集約化が課題となっている。 このことから、閉店したホテルと中小小売店舗や飲食店舗、空地を共同化・集約化することで土地の高度化を図り、商業・業務施設と集 合住宅による複合施設と駐車場を一体に整備し、賑わいのある空間を形成するとともに、青森駅前の活性化目指すことを目的として、第一 種市街地再開発事業の都市計画を決定しようとするものである。